

参考資料②

(企業内容等の開示に関する内閣府令及び開示ガイドライン)

有価証券報告書における非財務情報開示の枠組み

金融商品取引法

有価証券報告書の具体的な記載内容を内閣府令に委任。

企業内容等の開示に関する内閣府令

金融商品取引法の委任に基づき、有価証券報告書の様式と記載内容を規定。

第二号様式記載上の注意

- (30) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- (31) 事業等のリスク
- (32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)

※ ディスクロージャーWG報告(平成28年4月)を踏まえた改正作業中(昨年10月24日に改正案を公表)。

企業内容等開示ガイドライン

法令等の適用に当たり、制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準等を示したもの。

C 個別ガイドライン

- I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン
- II 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン

(本資料中の文書)

企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)

企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案(平成29年10月24日公表)

企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(平成11年大蔵省金融企画局)

※ 内閣府令及びガイドライン中、記載上の注意に係る項目番号等は、改正案に対応するものを記載。

(第二号様式記載上の注意)

(30) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- a 最近日現在において連結会社(連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(30)において同じ。)が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。
- b 最近日現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。
なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第118条第3号に掲げる事項を記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(第二号様式記載上の注意)

(32) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下(32)において「経営成績等」という。)の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、経営成績等の状況の概要には次の(a)から(d)までに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容には次の(e)及び(f)に掲げる事項を含めて記載すること。
- (a) 最近連結会計年度及び(60)ただし書により四半期連結貸借対照表(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間連結貸借対照表(指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。)における事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況(四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、(63)ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合に限る。)について、前年同期(前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。)と比較して、その概要を記載すること。

MD&A(企業内容等の開示に関する内閣府令改正案②)

- (b) 最近連結会計年度及び(60)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較してセグメント情報に関連付けて記載し、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があつた場合には、その内容を記載すること。また、(60)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあつては、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があつた場合には、その内容を記載すること。
- (c) 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があつた場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。
- (d) 主要な販売先がある場合には、最近2連結会計年度等における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。
- (e) 経営成績等の状況に関して、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容(例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析)を記載すること。また、資本の財源及び資金の流動性に係る情報についても記載すること。なお、経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかを記載するなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (f) 「2 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、経営者の視点から、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

C 個別ガイドライン

II 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に関する取扱いガイドライン

開示府令第二号様式記載上の注意(32)a(f)、第四号の三様式記載上の注意(8)b及び第五号様式記載上の注意(11)a(d)に規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容(実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。)を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある(ただし、これらに限るものではないことに留意する。)

- (1) 資産の処分(有価証券、固定資産等の売却等)に関する計画
- (2) 資金調達(新規の借入れ又は借換え、新株又は新株予約権の発行、社債の発行、短期借入金の当座貸越枠の設定等)の計画
- (3) 債務免除(借入金の返済期日の延長、返済条件の変更等)の計画
- (4) その他(人員の削減等による人件費の削減、役員報酬の削減、配当の支払いの減額等)

(第二号様式記載上の注意)

(31) 事業等のリスク

- a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象((36)において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

C 個別ガイドライン

I 「事業等のリスク」に関する取扱いガイドライン

- 1 開示府令第二号様式記載上の注意(31)a、第四号の三様式記載上の注意(7)a及び第五号様式記載上の注意(10)aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。

(1) 会社グループがとっている特異な経営方針に係るもの

- a 当社グループ(当社及び連結子会社)は、過去3年間、一株当たり〇〇円、〇〇円、〇〇円の利益を計上しているが、当社グループは内部留保を充実するため配当を実施していない。当面はこの方針を継続することとしている。
- b 当社グループ製品の〇〇%は、海外生産拠点によって生産されている。主要な海外生産拠点はA国(生産高の〇〇%)、B国(同〇〇%)、C国(同〇〇%)であり、当該各国企業への投融資残高は、A国(〇〇億円)、B国(〇〇億円)、C国(〇〇億円)である。
- c 当社グループは、自社開発の技術については、技術流出を避けるため一切の特許申請を行っていない。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動に係るもの

- a 当社グループの主要製品(売上高の〇〇%)及びそれに使用される原材料は国際商品市況に大きく影響され、それにより当社グループの過去の経営成績も下のグラフのように大きく変動している(製品市況、原材料市況、当該会社の経営成績についてグラフ表示)。
- b 当社グループの主要事業である海外プラント工事は、一工事の請負金額が大きく、完成までに長期間を要する。また、工事施行国の中には現在、他国と紛争中のものがあり、工事の進行が大幅に遅れる可能性がある。例えば〇〇期では、〇〇戦争により〇〇国における工事が大幅に遅れ、その結果、売上高、利益とも前期の約〇〇%と大幅に落ち込んだことがある。
- c 当社グループの輸出比率は、平成〇年〇月期〇〇%、平成〇年〇月期〇〇%、平成〇年〇月期中(平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで)〇〇%と高くなってきている。このため、為替予約等によるリスクヘッジを行っているが、当社グループの経営成績は為替変動の影響を強く受けてきている。

リスク情報(開示ガイドライン②)

(3) 特定の取引先等で取引の継続性が不安定であるものへの高い依存度に係るもの

- a 当社グループの売上高の〇〇%はA社に対するものであるが、同社とは、納入数量、価格等に関する長期納入契約を締結していない。
- b 当社製品の販売についてはその大半を海外市場に依存しており、これらの中には、現在、政治的、経済的に不安定な状態にあるA国、B国等が含まれ、その依存度は〇〇%である。

(4) 特定の製品、技術等で将来性が不明確であるものへの高い依存度に係るもの

- a 当社の主要製品である〇〇の市場占有率は〇〇%と高いが、その成分及び製造方法について、特許権等を有していないので、新規参入も予想される。
- b 当社は、〇〇特許に基づく、〇〇製品の製造販売を行っているが、同製品の特許期限は、平成〇〇年〇月までであり、その後は新規参入が予想される。
- c 当社製品は、ライフサイクルが短く、従来、生産開始より生産停止までの期間が短期間であった(〇〇期の主力製品Aは〇〇カ月、〇〇期の主力製品Bは〇〇カ月)。現在販売中の主力製品Cの生産開始は平成〇〇年〇月である。
- d 当社の主要製品は、米国A社からの技術導入によって製造しているが、その製品は、技術導入契約により米国、欧州地区には輸出できないこととなっている。
同製品の主な輸出先は、中近東地区(〇〇%)及び東南アジア地区(〇〇%)である。
- e 当社は主力商品である〇〇の開発等に関し、A社とライセンス契約を締結している。これにより、主力商品である〇〇の規格・仕様等については、同社の承認が必要となっている。

(5) 特有の取引慣行に基づく取引に関する損害に係るもの

- a 当社グループ売上高の〇〇%は、委託販売によっている。委託販売は、当業界の一般的な取引慣行であり、委託先の信用に基づき商品を預託し、販売を委託するもので、その際、委託先より営業保証金及び物的担保は徴求していない。当社グループは委託先の倒産により、〇〇期において〇〇百万円の損失を計上している。
- b 当社グループは仕入商品について業界の取引慣行により、一定期間、一定価格による全額買取保証契約を締結している。当社は〇〇期において〇〇百万円の商品の廃棄損を計上している。

リスク情報(開示ガイドライン③)

(6) 新製品及び新技術に係る長い企業化及び商品化期間に係るもの

- a 当社グループによる〇〇の開発について新聞紙上等で報道されているが、これは、現在試作の段階であり、実用化の目途が付き販売を開始することができるのは、早くて〇年後の予定である。
- b 当社グループは〇〇製品の企業化を図るため、新工場を建設中であるが、その成否は当社グループの将来に重大な影響を及ぼすと見込まれる。その完成の時期は、〇年後の予定であり、採用した新技術の習熟に時間を要するため、その全面操業の時期は完成後〇年の予定である。

(7) 特有の法的規制等に係るもの

- a 現在、当社が開発中の〇〇製品について、新聞紙上等で報道されているが、この認可申請は早くて〇年後の予定であり、認可申請をしても承認される保証はない(承認されない場合もある)。
- b 当社の〇〇製品については、現在、生産調整カルテルが実施されている(平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月まで)。
- c これまで当社の〇〇製品の製品規格について法定されたものはなかったが、このほど全米〇〇業界は新たに自主的な製品規格を設定した。この結果、当社の輸出品はこれら規格に適合することが必要となったが、適合する製品の開発には、約〇年を要するものと見込まれる。
- d 当社は、商品の大部分を自社店舗において販売しており、また現在、事業展開の軸として店舗網の拡大を図っているところであるが、出店等については「〇〇法」の規制の対象であり、〇〇大臣の許可等の対象となっている。

(8) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

- a 当社が〇〇期まで発売していた〇〇製品について、薬害があったとして〇〇より〇億円の損害賠償請求が〇〇裁判所へ提訴されている。
- b 当社は主要製品である〇〇を、主に米国に輸出しているが、類似の製品を同国で販売しているA社から、特許権を侵害しているとして、米国〇〇裁判所に提訴されている。

リスク情報(開示ガイドライン④)

(9) 役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの

- a 当社取締役社長甲は、当社製品の〇〇%の販売先であるA社の株式を〇〇%所有している。なお、当社グループとA社グループとの間の取引価格及び取引条件は他の販売先と同一である。
- b 当社の銀行からの借入金に対して、当社取締役社長甲が保証を行っている。
- c 当社取締役社長甲の銀行からの借入金に対して、当社は保証を行っている。
- d 当社の有力な営業担当者〇〇名は、平成〇〇年〇月退社し、新たに株式会社〇〇社を設立して、当社と同一の営業を開始した。この結果、当社と〇〇社は競合する関係となった。

(10) 会社と役員又は議決権の過半数を実質的に所有している株主との間の重要な取引関係等に係るもの

- a 当社は、本社社屋を当社取締役社長甲より賃借している。その賃借条件は次のとおりであるが(賃借面積、支払賃借料等を記載)、賃借料率、保証金額は不動産鑑定士〇〇事務所の鑑定評価額を参考に決定している。
- b 当社の製品〇〇の主要材料である〇〇は、B商会株から仕入れているが、同商会の代表取締役である甲は、当社の議決権の過半数を実質的に所有している株主である。
なお、同商会からの仕入価格その他の取引条件は、他の仕入先と同一である。
- c 当社は、親会社であるA社の総販売代理店として、輸出を除き、同社全製品の国内向け販売を取り扱っている。
なお、A社からの仕入価格、その他の取引条件は、每期首、両者間で市場動向その他を勘案して協議決定している。

(11) 将来に関する事項について

以上に記載している将来に関する事項は、有価証券届出書提出日(平成〇〇年〇〇月〇〇日)現在において当社グループが判断したものである。

リスク情報(開示ガイドライン⑤)

- 2 開示府令第二号様式記載上の注意(31)b、第四号の三様式記載上の注意(7)b及び第五号様式記載上の注意(10)bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。

このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、おおむね以下に掲げる事象又は状況(これらに限るものではないことに留意する。)が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| (1) 売上高の著しい減少 | (11) 売却を予定している重要な資産の処分の困難性 |
| (2) 継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス | (12) 配当優先株式に対する配当の遅延又は中止 |
| (3) 重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上 | (13) 主要な仕入先からの与信又は取引継続の拒絶 |
| (4) 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上 | (14) 重要な市場又は得意先の喪失 |
| (5) 債務超過 | (15) 事業活動に不可欠な重要な権利の失効 |
| (6) 営業債務の返済の困難性 | (16) 事業活動に不可欠な人材の流出 |
| (7) 借入金の返済条項の不履行又は履行の困難性 | (17) 事業活動に不可欠な重要な資産の毀損、喪失又は処分 |
| (8) 社債等の償還の困難性 | (18) 法令に基づく重要な事業の制約 |
| (9) 新たな資金調達の困難性 | (19) 巨額な損害賠償金の負担の可能性 |
| (10) 債務免除の要請 | (20) ブランド・イメージの著しい悪化 |

(第二号様式記載上の注意)

(29) 従業員の状況

- a 最近日現在の連結会社における従業員数(就業人員数をいう。以下(29)において同じ。)をセグメント情報に関連付けて記載すること。
また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与(賞与を含む。)を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。
- b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
- c 最近日までの1年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること

B 基本ガイドライン

法第5条(有価証券届出書の提出とその添付書類)

(同様の内容の記載)

5-14 投資者の理解が容易になる観点から、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができる。

法第24条(有価証券報告書及びその写しの提出)関係

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24-10 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12から5-14まで、5-16から5-23-2まで、5-36及び5-44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、5-36から5-42までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。